

相監第26号の2  
平成28年12月1日

相良村長 徳田正臣 様

相良村代表監査委員 渡 邊 法 光

相 良 村 監 査 委 員 西 本 巳喜男

定期監査結果報告書の提出について

このことについて、地方自治法第199条第9項の規定に基づき監査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 監査の対象

平成28年4月1日から平成28年10月末日までの一般会計並びに特別会計の事業執行状況、平成27年度繰越明許費にかかる繰越事業実施状況等について全課局を対象に監査を行った。

2. 実施期間

平成28年11月21日から同月25日まで（実質4日間）

3. 実施場所

相良村役場 監査委員室

4. 実施した監査手続き

監査の対象となった事務の執行について、提出された書類並びに提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに必要と認めたその他の監査手続きを実施した。

5. 監査の結果

各課・局ともに全体的には概ね良好に事務処理がなされていた。

また、工事監査を実施した平成28年度林道相良五木線崩落カ所復旧工事は、工事の計画、設計、積算、入札、契約締結、施工、設計変更、竣工検査など、関係書類はよく整備されており、適正に処理されていた。

指導事項、指摘事項については、別添のとおり。

(別添)

指導事項

(1) 各課共通

相良村職員服務規程第4条において、職員は出勤時限までに登庁し、各課に備え付ける出勤簿に自ら押印しなければならないとある。全課監査したところ、数名が押印されていなかった。規程を順守すること。

(2) 税務課

本年度より村県民税、固定資産税の納期が4期から8期へと変わった。このことは、納付書による納付機会が倍になったことであり、会計室及び取扱金融機関の取り扱いも煩雑になることが予想される。

各金融機関の取扱手数料は、納付書よりも口座振替による納付の方が安く、口座振替することにより取扱手数料の負担軽減が図られる。会計室においても、納付書による納付対応についても省力化が図られる。

以上の観点より、口座振替による納付について、積極的に取り組むべきではないかと思われる。

(3) 教育委員会

工事台帳について、工事番号、工事名は記入されているが、その内2件の竣工検査が済んでいるにも関わらず、その後の記載がされていない。事業の進捗に並行して整備していくこと。

(別添)

指摘事項

(1) 各課共通

備品台帳の整理と現物確認について、現物確認が不完全な課が見受けられた。備品番号と現物を至急、確認すること。不用な物品については随時、処分手続きの上、処理すること。

(2) 総務課

職員の給与の支払い事務において、相良村一般職の職員の給与に関する条例第5条の規定があるため強制は無理があるが、事務の効率化、安全性の確保のため、口座振替を検討されたい。

(3) 建設課

簡易水道使用料、農業集落排水使用料の過年度分徴収については、交渉記録簿を作成し、台帳として保管すること。上司への報告・連絡・相談を密にし、課内での連携を図り、よって徴収率の向上に努めること。

(4) 教育委員会

運動公園照明設備工事については、4月の2号補正予算に計上されており、適正工期を考えると、期間が足りなくなると思われる。繰越事業にならない様、早急に発注すること。